

【速報】日・中社会保障協定の適用に関する最新状況

本レポート6月号でも取り上げましたが、日・中社会保障協定（以下、「本協定」とします。）が2019年9月1日に発効します。今回は、日本から中国への赴任者の場合に限定して、本協定の発効を前にした最新状況及び注意点を説明します。

1. 本協定の適用による社会保険料負担の変化

会社の命令により日本から中国に赴任した駐在員の場合、多くの場合において日本での社会保険への加入を継続したまま中国に赴任することになるため、日・中それぞれの国の社会保険制度に加入し、二重に保険料負担が発生していることとなります。本協定は、①日中両国が法律により運用する社会保険制度のうち年金保険（中国では養老保険）に限定して、②日中両国において社会保険負担が二重に生じないこと、を目的として策定されています。本協定の適用を受けることにより、日本から中国への赴任者は、原則として赴任から5年を上限として、日本で年金保険に加入することを前提として中国で養老保険への加入が免除されることとなります。

◇上海市の社会保険料率（住宅積立金を含む）

保険項目	会社負担料率	個人負担料率
養老保険（年金保険）	16%	8%
医療保険	9.5%	2%
失業保険	0.5%	0.5%
労災保険	0.16%～1.52%	【個人負担なし】
生育保険	1%	【個人負担なし】
住宅積立金（※）	7%	7%
合計	34.16%～35.52%	17.5%

（※）住宅積立金については、会社毎において10%、12%、14%（いずれも、会社と個人で折半）のいずれかを選択すること認められています。

2. 本協定の適用を享受するための手続き

本協定の適用を受け、中国での養老保険への加入の免除を受けるためには、日本において『適用証明書』の発行を受けるとともに、赴任先の企業等を通じてこの証明書を管轄する中国の社会保障当局（地域によって部門の窓口が異なる場合があります。）に提出する必要があります。日本では、『適用証明書』は年金事務所、年金事務センターが発行することとなりますが、9月1日の本協定の発効に先立ち8月1日から『適用証明書』の申請受付が開始されることとされています。なお、『適用証明書』は、本協定の発効日以降に順次発送されることとされています。

3. 注意事項

本協定の発効時点(2019年9月1日現在)において中国で就業している赴任者については、発効日以前の滞在年数は問わず、発効日から5年間について本協定の適用を受けられることとされています。しかしながら、本協定の適用を受けるためには、上記のとおり『適用証明書』の発行を受けた上で中国の社会保障当局に提出しなければなりません。そのため、できる限り早期に本協定の適用を受けることができるようにするためにも、できるだけ早期に『適用証明書』の申請に着手する必要があるものといえます。

(執筆者連絡先)

上海成和ビジネスコンサルティング(SSBC) / 税理士法人 成和 代表 渡辺基成

住所: 上海市長寧区延安西路1600号 禾森商務中心303室

電話番号: +86-21-5237-6737

E-mail: info@seiwa-group.jp Website: <http://www.seiwa-group.jp/>

- 上海事務所 上海成和ビジネスコンサルティング 上海市長寧区延安西路1600号 禾森商務中心303室 tel +86-21-5237-6737 fax +86-21-5238-2779
- 岐阜事務所 税理士法人 成和 / 株式会社成和ビジネスコンサルティング 岐阜県岐阜市菅生2-3-19 tel +81-58-295-7077 fax +81-58-295-7078
- ホーチミン事務所 ベトナム成和ビジネスマネジメント No. 27, Thu Khoa Huan, F. 8, Q. Tan Binh, Ho Chi Minh City, Vietnam Tel: +84-8-864-0244